

初等教育カリキュラム学会公選理事候補者選挙実施要項

(目的)

第1条 この要項は、「初等教育カリキュラム学会会則」(以下「会則」という。)[第9条]及び「初等教育カリキュラム学会細則」(以下「細則」という。)[7.役員選出]に規定する公選理事を選出するための具体的な方法や過程を定めるものとする。

(選挙権者名簿及び被選挙権者名簿、並びに選挙公報の作成)

第2条 選挙管理委員会は、会則「第9条」及び細則「7.役員選出(4)」に基づき、選挙権者名簿案を作成する。なお、細則「1.会員の入会及び退会(6)」に該当する者は、選挙権を有しない。

第3条 選挙管理委員会は、会則「第9条」及び細則「7.役員選出(4)」に基づき、被選挙権者名簿案を作成する。なお、細則「1.会員の入会及び退会(6)」に該当する者は、被選挙権を有しない。

第4条 選挙管理委員会は、公選理事候補者選挙の実施について学会員に周知するための選挙公報案を作成する。

第5条 選挙管理委員会は、選挙権者名簿案及び被選挙権者名簿案、並びに選挙公報案を理事会に提出する。理事会は、提出のあった各案を審議し、選挙権者名簿及び被選挙権者名簿、並びに選挙公報を確定する。

(投票)

第6条 投票は、紙媒体の投票用紙の郵送等、または電磁的方法により実施する。

第7条 投票は無記名で行う。投票は10名連記とする。

(開票及び直接選挙による理事候補者の決定)

第8条 開票は、選挙管理委員会が行い、原則として委員以外の立会人は認めない。

第9条 11名以上の記載等のある票は無効とする。10名未満の記載等である票は有効とする。投票用紙による投票の場合、余白部分などに不要な文字等が記入されている票は無効とする。

第10条 会員の直接選挙により選出される10名の決定は得票順とする。得票が同数で順位をつける必要がある場合は、選挙管理委員会が抽選を行い、順位を決する。

第11条 選挙管理委員会は、得票数が10位までの候補者に対して理事候補者となった旨を連絡し、理事就任の承諾を得る。10名までの候補者から辞退の申し出があった場合は、選挙管理委員会で協議を行い、やむを得ない事情であると判断された場合は次点者から順次繰り上げて選出する。

第12条 会員の直接選挙による理事候補者10名が確定した後、選挙管理委員長は選挙結果及び候補者の受諾状況のすべてを会長に報告する。続いて、選挙管理委員長は、10名による第1回新理事候補者打ち合わせ会を招集する。

(要項の改訂)

第13条 この要項の改訂は、選挙管理委員会で審議し、理事会の承認を得る。

[付記]

1. 第1回新理事候補者打ち合わせ会では、会則第8条及び第9条により、新会長候補者、新理事長候補者を互選する。新理事長候補者は理事長推薦理事の候補者2~5名を推薦し本人に依頼する。その後、新理事長候補者は第2回新理事候補者打ち合わせ会を開催し、新事務局長、新常任理事候補者を互選により選出する。また、同打ち合わせ会において新監査候補者を選出する。新理事、新会長、新理事長、新事務局長、新常任理事及び新監査の各候補者については、現理事による理事会(8月)において報告されることとする。
2. 理事任期中の欠員の補充については、理事会が残任期間などを考慮して判断することとし、補欠選挙等は実施しない。
3. 本要項は2021年4月26日より施行する。